資料１－４

名古屋市地域防災計画

― 風水害等災害対策計画編 ―

＜令和８年６月　修正案＞

名古屋市防災会議

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="5">第１章　災害応急対応計画</td></tr>
<tr><td>1</td><td>11</td><td>
第１節　初動活動体制
第１　防災活動体制及び配備種別
１　防災活動体制
（1）　名古屋市の災害応急対策に係る防災活動体制は、次のとおり区分する。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>準備体制</td><td>被害を引き起こすかもしれないリスクの発現に伴い、情報連絡の強化を図るもの。
想定している事態：（追加）大雨注意報・洪水注意報・（追加）高潮注意報など。</td></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>被害が発生する可能性が高まった状態において、事態の推移に即応できる態勢をとるもの。
想定している事態：（追加）大雨警報・洪水警報・暴風警報など。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（2）（略）
２～４（略）
第２～第３（略）
</td><td>
第１節　初動活動体制
第１　防災活動体制及び配備種別
１　防災活動体制
（1）　名古屋市の災害応急対策に係る防災活動体制は、次のとおり区分する。
<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>準備体制</td><td>被害を引き起こすかもしれないリスクの発現に伴い、情報連絡の強化を図るもの。
想定している事態：レベル２大雨注意報（削除）・レベル２高潮注意報など。</td></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>被害が発生する可能性が高まった状態において、事態の推移に即応できる態勢をとるもの。
想定している事態：レベル３大雨警報（削除）・暴風警報など。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（2）（略）
２～４（略）
第２～第３（略）
</td><td>防災気象情報の見直し等に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td>21</td><td>
◎計画表１－１－１
１　防災活動体制
災害時の体制については、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>区</th><th>内容</th><th>事象等</th><th>設 置</th><th>配備</th></tr>
</table>
</td><td>
◎計画表１－１－１
１　防災活動体制
災害時の体制については、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>区</th><th>内</th><th>事象等</th><th>設 置</th><th>配備</th></tr>
</table>
</td><td>防災気象情報の見直し等に伴う修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前					修　正　後					備　考
		分			本部等	種別	分	容		本部等	種別	
		準備体制	(略)	1　次の注意報の１以上が名古屋市に発表されたとき (1)　(追加)大雨注意報 (2)　洪水注意報 (3)　(追加)高潮注意報 2（略）		(略)	準備体制	(略)	1　次の注意報の１以上が名古屋市に発表されたとき (1)　レベル２大雨注意報 (2)　レベル２土砂災害注意報 (3)　レベル２高潮注意報 2（略）		(略)	
				(略)	(略)				(略)	(略)		
		警戒体制	(略)	1　次の警報の１以上が名古屋市に発表されたとき (1)　(追加)大雨警報(浸水害) (2)　大雨警報（土砂災害） (3)　暴風警報 (4)　洪水警報 (5)　暴風雪警報 (追加) 2　「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき 3　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 4　市域において、震度４（気象	(略)	(略)	警戒体制	(略)	1　次の警報の１以上が名古屋市に発表されたとき (1)　レベル３大雨警報(削除) (削除) (2)　暴風警報 (削除) (3)　暴風雪警報 2　木曽川中流レベル３氾濫警報が発表されたとき 3　「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき 4　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。 5　市域において、震度４（気象	(略)	(略)	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">22</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>台発表）の地震が発生したとき
5　その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>（略）</td><td>1（略）
2　名古屋市に高潮警報が発表されたとき
3～4（略）
5　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同で行う洪水予報が発せられたとき（追加）
6～7（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>台発表）の地震が発生したとき
6　その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>（略）</td><td>1（略）
2　名古屋市にレベル３（土砂災害、高潮）警報、レベル４（大雨、土砂災害、高潮）危険警報、レベル５（大雨、土砂災害、高潮）特別警報、又は暴風、波浪、暴風雪特別警報が発表されたとき
3～4（略）
5　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同で行う洪水予報が発せられたとき。ただし木曽川中流に発表されたときを除く
6～7（略）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>23</td><td>
2　配備種別
<table>
<tr><th>配備種別</th><th>事象等</th><th>体制</th></tr>
<tr><td>準備</td><td>1　次の注意報の１以上が名古屋市に発表されたとき
(1)　（追加）大雨注意報</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
2　配備種別
<table>
<tr><th>配備種別</th><th>事象等</th><th>体制</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>1　次の注意報の１以上が名古屋市に発表されたとき
(1)　レベル２大雨注意報</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>防災気象情報の見直し等に伴う修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th colspan="3">修　正　前</th><th colspan="3">修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td></td><td>(2)　洪水注意報

(3)　（追加）高潮注意報
（注 1）
2～3（略）</td><td></td><td></td><td>(2)　レベル２土砂災害注意報
(3)　レベル２高潮注意報
（注 1）
2～3（略）</td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>第1非常配備</td><td>1　次の警報の１以上が名古屋市に発表されたとき
(1)　（追加）大雨警報（浸水害）
(2)　大雨警報（土砂災害）（注 2）
(3)　暴風警報
(4)　洪水警報
(5)　暴風雪警報
（追加）

2　「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注 3）
3　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注 4）
4　市域において、震度 4（気象台発表）の地震が発生した</td><td>（略）</td><td>第1非常配備</td><td>1　次の警報の１以上が名古屋市に発表されたとき
(1)　レベル３大雨警報（削除）
（削除）

(2)　暴風警報
（削除）
(3)　暴風雪警報
2　木曽川中流レベル３氾濫警報が発表されたとき（注 2）
3　「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注 3）
4　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注 4）
5　市域において、震度 4（気象台発表）の地震が発生した</td><td>（略）</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前			修　正　後			備　考
			とき 5　その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき			とき 6　その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき		
		第2非常配備	1（略） 2　名古屋市に（追加）高潮警報が発表されたとき（注6） 3（略） 4　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたときレベル2氾濫注意報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く（注8）（追加） 5　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。（注9） 6（略）	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 （注5）台風の接近とは、気象庁が発表する台風情報の中で、本市が12時間以内に暴風警戒域に入ると予想された場合をいう （注6）市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制 （注7）市本部各部及び別表2の該当区本部による配備体制 （注8）市本部各	第2非常配備	1（略） 2　名古屋市にレベル3高潮警報が発表されたとき（注6） 3（略） 4　レベル2氾濫注意報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く（注8）（注9） 5　国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。（注10） 6（略）	市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 （注5）台風の接近とは、気象庁が発表する台風情報の中で、本市が12時間以内に暴風警戒域に入ると予想された場合をいう （注6）市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制 （注7）市本部各部及び別表2の該当区本部による配備体制 （注8）市本部各	

連番	頁	修　正　前			修　正　後			備　考
				部及び別表 5 該当区本部による配備体制 （追加） （注 9）市本部各部及び別表 3 の該当区本部による配備体制			部及び別表 1 該当区本部による配備体制 （注 9）木曽川中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の推移に伴い、必要に応じて上位の体制に移行する） （注 10）市本部各部及び別表 3 の該当区本部による配備体制	
		第3非常配備	1（略） 2　次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1)　（追加）大雨特別警報（浸水害） (2)　（追加）大雨特別警報（土砂災害） （追加）	第 2 非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制 （注 10）市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制	第3非常配備	1（略） 2　次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき (1)　レベル 4 大雨危険警報（削除） (2)　レベル 5 大雨特別警報（削除） (3)　レベル 3 土砂災害警報（注 11） (4)　レベル 4 土砂災害危険	第 2 非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制 （注 11）市本部各部及び別表 5 の該当区本部による配備体制	

連番	頁	修　正　前			修　正　後			備　考
			(3)　暴風特別警報 （追加） (4)　（追加）高潮特別警報 (5)　波浪特別警報 (6)　暴風雪特別警報 3（略） 4　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫警戒情報又は氾濫危険情報）が発せられたとき（注 10） 5～7（略）	（追加）		警報（注 11） (5)　レベル５土砂災害特別警報 (6)　暴風特別警報 (7)　レベル４高潮危険警報（注 12） (8)　レベル５高潮特別警報 (9)　波浪特別警報 (10)　暴風雪特別警報 3（略） 4　レベル３氾濫警報又はレベル４氾濫危険警報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く（注 13）（注 14） 5～7（略）	（注 12）市本部各部及び別表 4 の該当区本部による配備体制 （注 13）市本部各部及び別表 1 の該当区本部による配備体制 （注 14）木曽川中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の推移に伴い、必要に応じて上位の体制に移行する	
		第４非常配備	1（略） 2　気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫発生情報）が発せられたとき（注 11） 3～5（略）	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制 （注 11）市本部各部及び別表 5	第４非常配備	1（略） 2　レベル５氾濫特別警報が発表されたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く（注 15）（注 16） 3～5（略）	市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制 （注 15）市本部各部及び別表 1	

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>の該当区本部による配備体制
（追加）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>の該当区本部による配備体制
（注 16）木曽川中流については、市内に洪水が到達するまでに多大な時間を要することから、事態の推移に伴い、必要に応じて上位の体制に移行する</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>25</td><td>別表１　大雨警報（土砂災害）が発表された時の配備該当区本部
<table>
<tr><td>区本部</td></tr>
<tr><td>千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白</td></tr>
</table>
※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。</td><td>別表 1　河川氾濫に伴う防災気象情報が発表される河川名及び配備該当区本部
<table>
<tr><td>河川名
（観測所）</td><td>区本部</td><td>河川名
（観測所）</td><td>区本部</td></tr>
<tr><td>庄内川
（志段味）</td><td>北、西、守山</td><td>新川
（水場川外）</td><td>北、西、中川、港</td></tr>
<tr><td>庄内川
（枇杷島）</td><td>千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山</td><td>天白川
（天白川）</td><td>瑞穂、港、南、緑、名東、天白</td></tr>
<tr><td>庄内川
（瀬古）</td><td>千種、東、北、西、中村、中、</td><td>日光川
（古瀬）</td><td>中川、港</td></tr>
</table>
</td><td>防災気象情報の見直し等に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>別表 2～別表 3（略）

別表 4　（追加）高潮警報（追加）が発表されたときの配備該当区本部
<table>
<tr><th>区本部</th></tr>
<tr><td>熱田、中川、港、南、緑</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td>熱田、中川、港、守山</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>木曽川中流（犬山、笠松）</td><td>西、中川、港</td><td></td><td></td></tr>
</table>
別表 2～別表 3（略）

別表 4　レベル 3 高潮警報・レベル 4 高潮危険警報が発表されたときの配備該当区本部
<table>
<tr><th>高潮に関する情報</th><th>予想潮位（m）</th><th>区本部</th><th>配備種別</th></tr>
<tr><td>レベル 3 高潮警報</td><td></td><td>熱田、中川、港、南、緑</td><td>第 2 非常配備</td></tr>
<tr><td rowspan="5">レベル 4 高潮危険警報</td><td rowspan="2">2.5 以上～4.1 未満</td><td>熱田、中川、南、緑</td><td>第 2 非常配備</td></tr>
<tr><td>港</td><td>第 3 非常配備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4.1 以上～4.5 未満</td><td>熱田、南、緑</td><td>第 2 非常配備</td></tr>
<tr><td>中川、港</td><td>第 3 非常配備</td></tr>
<tr><td>4.5 以上～5.2 未満</td><td>中村、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑</td><td>第 3 非常配備</td></tr>
<tr><td></td><td>5.2 以上</td><td>北、西、中村、</td><td>第 3 非</td></tr>
</table>
</td>
<td>防災気象情報の見直し等に伴う修正</td>
</tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考

修正前

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表 5　洪水予報が発せられる河川名及び配備該当区本部

気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報		気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報	
河川名（観測所）	区本部	河川名（観測所）	区本部
庄内川（志段味）	北、西、守山	新川（水場川外）	北、西、中川、港
庄内川（枇杷島）	千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山	天白川（天白川）	瑞穂、港、南、緑、名東、天白
庄内川（瀬古）	千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山	日光川（古瀬）	中川、港

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

種類		発表基準	
注意	大雨注意報（浸水害）	表面雨量指数基準	11

修正後

		中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、天白	常配備

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表 5　レベル３土砂災害警報・レベル４土砂災害危険警報が発表されたときの配備該当区本部

区本部
千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白

※　各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

種類	発表基準

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th colspan="4">修　正　前</th><th colspan="4">修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">26</td><td rowspan="6"></td><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>98</td><td rowspan="6">特別警報</td><td rowspan="4">レベル５大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>計画資料87-1のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">洪水注意報</td><td>流域雨量指数基準</td><td>堀川流域=20.4，荒子川流域=12，地蔵川流域=8.2，香流川流域=11.6，戸田川流域=5.7，山崎川流域=9，扇川流域=10.1</td><td>流域雨量指数基準</td><td>計画資料87-2のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>複合基準*1</td><td>堀川流域=（5,15.8），荒子川流域=（5，11.6），地蔵川流域=（5,7.7），香流川流域=（5，11.6），戸田川流域=（8,4.6），山崎川流域=（5，8.5），扇川流域=（5,10.1），庄内川流域=（11,26.8），新川流域=（5，20.4），矢田川流域=（8，19.7），天白川流域=（5，13.8），日光川流域=（7,24.5）</td><td>レベル５土砂災害</td><td>60 分雨量及び土壌雨量指数基準</td><td>計画資料87-5の基準値以上となる 1km 格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>庄内川［志段味・枇杷島・瀬古］，愛知県天白川水系 天白川［天白川］，愛知県日光川水系 日光川［古瀬］，愛</td><td>レベル５高潮</td><td>水位（高潮予報区間に限る）又は潮位</td><td>計画資料87-9のレベル５高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（下記「修正前」表）	（下記「修正後」表）	

修正前

			知県庄内川水系 新川［水場川外水位］
警報	大雨警報（浸水害）（土砂災害）	表面雨量指数基準	23
		土壌雨量指数基準	145
	洪水警報	流域雨量指数基準	堀川流域=25.5，荒子川流域=15.1，地蔵川流域=10.3，香流川流域=14.6，戸田川流域=7.2，山崎川流域=11.3，扇川流域=12.7
		複合基準*1	堀川流域=（8，17.5），荒子川流域=（8,12.9），地蔵川流域=（8，9.2），香流川流域=（8，13.8），戸田川流域=（8，6.4），山崎川流域=（8，9.6），扇川流域=（8，11.4），庄内川流域=（16，29.9），矢田川流域=（8，26.7），天白川流域=（16，15.3），日光川流域=（11，27.6），

修正後

	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	波浪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
危険警報	レベル４大雨	表面雨量指数基準	計画資料87-3の対象格子において計画資料87-1のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	計画資料87-4の対象河川の格子において計画資料87-2のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合

連番	頁	修　正　前					修　正　後				備　考
					新川流域（8，23）					計画資料87-2のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）	
				指定河川洪水予報	木曽川中流［犬山・笠松］，庄内川［志段味・枇杷島・瀬古］，愛知県天白川水系天白川［天白川］，愛知県日光川水系日光川［古瀬］，愛知県庄内川水系新川［水場川外水位］		レベル４土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準			
							レベル４高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位		計画資料87-9のレベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね６時間前までに発表）	
		暴風警報	平均風速	陸上	20m/s		警報 レベル３大雨	表面雨量指数基準		計画資料87-1のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
				海上	23m/s			流域雨量指数基準		計画資料87-2のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		暴風雪警報	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う			複合基準（注1）		計画資料87-2のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想さ	
				海上	20m/s 雪を伴う						

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th colspan="4">修　正　前</th><th colspan="4">修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="9"></td><td rowspan="9"></td><td></td><td>高潮警報</td><td>潮位</td><td>2.5 m</td><td></td><td></td><td></td><td>れる場合</td><td rowspan="9"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">特別警報</td><td>大雨特別警報（浸水害）（土砂災害）</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td><td>レベル３土砂災害</td><td>60 分雨量及び土壌雨量指数基準</td><td colspan="2">計画資料87-6のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）</td></tr>
<tr><td>暴風特別警報</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td><td rowspan="2">レベル３高潮</td><td rowspan="2">水位（高潮予報区間に限る）又は潮位</td><td colspan="2" rowspan="2">計画資料87-9のレベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 12 時間前までに発表）</td></tr>
<tr><td>高潮特別警報</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪特別警報</td><td>高波になると予想される場合</td><td rowspan="2">暴風</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>20m/s</td></tr>
<tr><td>暴風雪特別警報</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td><td>海上</td><td>23m/s</td></tr>
<tr><td rowspan="2">暴風雪</td><td rowspan="2">平均風速</td><td>陸上</td><td>20m/s
雪を伴う</td></tr>
<tr><td>海上</td><td>20m/s
雪を伴う</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>有義波高</td><td colspan="2">3.0m</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後				備　考
			注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準	計画資料87-1のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
					流域雨量指数基準	計画資料87-2のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
					複合基準	計画資料87-2のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
				レベル２土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	計画資料87-7のレベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合	
				レベル２高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	計画資料87-9のレベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			レベル５氾濫特別警報・レベル４氾濫危険警報・レベル３氾濫警報・レベル２氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、名古屋市に関係する河川予報区名及び基準観測所名 計画資料 87-8	
2	30	**第２節　災害警戒本部の設置及び運営** 第１　災害警戒本部の設置及び廃止 １　設置 市長は、市の区域に災害が発生するおそれがある場合に次の基準に基づき、名古屋市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 ＝警戒本部設置基準＝ １　気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく（追加）大雨（追加）、暴風（追加）、洪水又は暴風雪警報が、名古屋市（市域）に発表されたとき。 2～4（略）	**第２節　災害警戒本部の設置及び運営** 第１　災害警戒本部の設置及び廃止 １　設置 市長は、市の区域に災害が発生するおそれがある場合に次の基準に基づき、名古屋市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 ＝警戒本部設置基準＝ １　気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づくレベル３大雨警報、暴風警報（削除）又は暴風雪警報が、名古屋市（市域）に発表されたとき。 2～4（略）	防災気象情報の見直し等に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	32	2～3（略） 第２　警戒本部の組織及び運営 1～3（略） 4　本部室 (1)～(2)（略） (3)　本部室員会議 ア～エ　（略） オ　防災調整官は、本部室長及び副本部室（追加）に進言し、本部室員に指示することがすることができる。	2～3（略） 第２　警戒本部の組織及び運営 1～3（略） 4　本部室 (1)～(2)（略） (3)　本部室員会議 ア～エ　（略） オ　防災調整官は、本部室長及び副本部室長に進言（削除）することができる。	表記の整理
3	34	**第３節　災害対策本部の設置及び運営** 第１　災害対策本部の設置及び廃止 1　設置 市長は、次の基準に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 ＝災害対策本部設置基準＝ 1　台風の接近に伴い、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく（追加）大雨警報、暴風又は洪水警報が、名古屋市（市域）に発表されたとき。 2　気象業務法に基づく高潮警報（追加）が名古屋市に発表されたとき。 3　気象業務法に基づく（追加）大雨（追加）、暴風、洪水、高潮警報又は暴風雪警報が、名古屋市に発	**第３節　災害対策本部の設置及び運営** 第１　災害対策本部の設置及び廃止 1　設置 市長は、次の基準に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。 ＝災害対策本部設置基準＝ 1　台風の接近に伴い、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づくレベル３大雨警報又は暴風（削除）警報が、名古屋市（市域）に発表されたとき。 2　気象業務法に基づくレベル３（土砂災害、高潮）警報、レベル４（大雨、土砂災害、高潮）危険警報、レベル５（大雨、土砂災害、高潮）特別警報、又は暴風、波浪、暴風雪特別警報が名古屋市に発表されたとき。 3　気象業務法に基づくレベル３大雨警報、暴風（削除）又は暴風雪警報が、名古屋市に発表され、そ	防災気象情報の見直し等に伴う修正

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>表され、その必要が認められるとき。
4（略）
5　水防法に基づく洪水予報が発せられたとき。（追加）
6～8（略）</td><td>の必要が認められるとき。
4（略）
5　水防法に基づく洪水予報が発せられたとき。ただし、木曽川中流に発表されたときを除く。
6～8（略）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>38</td><td>第２　本部の組織及び運営
1～3（略）
4　本部室
(1)～(3)（略）
(4)　本部幹事会議
ア　構成
（注）1～２（略）
3　防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、幹事に指示することができる。</td><td>第２　本部の組織及び運営
1～3（略）
4　本部室
(1)～(3)（略）
(4)　本部幹事会議
ア　構成
（注）1～２（略）
3　防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言（削除）することができる。</td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td>48</td><td>◎別表１－3－2
1　災害対策本部の部及び区本部の主な任務
<table><tr><th>部及び区本部の名称</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>主な任務</th></tr><tr><td>庶務部</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>1～7（略）
（追加）</td></tr></table></td><td>◎別表１－3－2
1　災害対策本部の部及び区本部の主な任務
<table><tr><th>部及び区本部の名称</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>主な任務</th></tr><tr><td>庶務部</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>1～7（略）
8　外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</td></tr></table></td><td>組織改正に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>観光文化交流部</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>1（略）
2　外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>観光文化交流部</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>1（略）
（削除）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>55

56</td><td>
第４節　情報連絡活動
第１　気象情報等の収集・伝達
1～2（略）
3　気象予警報の受領・伝達要領
（略）
気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。
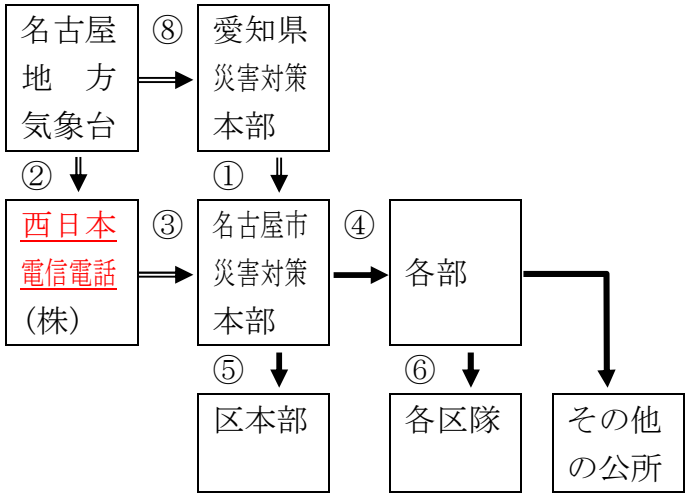

4　特別警報の公衆等への周知措置について
防災危機管理局危機対策課長は、（追加）特別警報
</td><td>
第４節　情報連絡活動
第１　気象情報等の収集・伝達
1～2（略）
3　気象予警報の受領・伝達要領
（略）
気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。
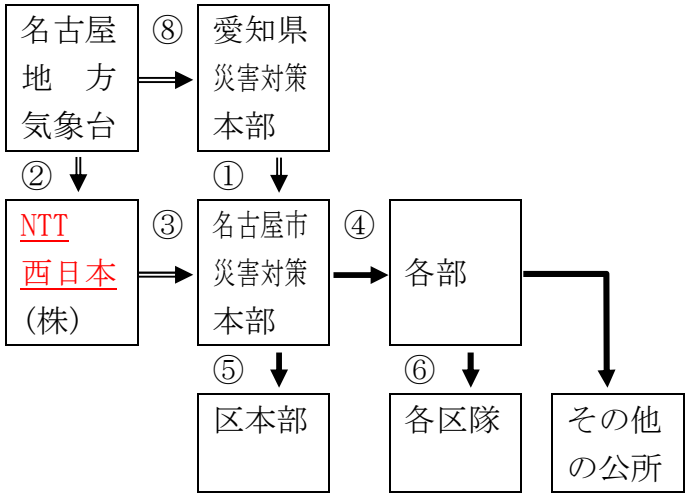

4　特別警報の公衆等への周知措置について
防災危機管理局危機対策課長は、レベル５特別警
</td><td>社名変更に伴う修正

防災気象情報の見</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、（追加）暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官公署に周知させる措置を講じるものとする。 ア～キ（略） 【特別警報発表時の広報文例】 （追加）大雨特別警報（豪雨） 本日○○時○○分、名古屋市に（追加）大雨特別警報が発表されました。これまでに経験したことのないような大雨になっており、今後も続く見込みです。最大級の警戒をしてください。避難指示などの情報に留意し、ただちに指定緊急避難場所に避難するか、家の中の安全な場所にとどまってください。 繰り返す 暴風・波浪・（追加）高潮特別警報（台風） 本日○○時○○分、名古屋市に暴風、波浪、（追加）高潮特別警報が発表されました。大型で猛烈に発達した台風○○号はかなり接近する見込みです。猛烈な風としけが長く続き数十年に一度の高潮（暴風）となるおそれがあります。最大級の警戒をしてください。避難指示などの情報に留意し、ただちに指定緊急避難場所に避難するか、家の中の安全な場所にとどまってください。 繰り返す 5～8（略）	報（大雨（削除）、土砂災害、高潮）、特別警報（暴風（削除）、波浪、暴風雪）が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官公署に周知させる措置を講じるものとする。 ア～キ（略） 【特別警報発表時の広報文例】 レベル５大雨特別警報（豪雨） 本日○○時○○分、名古屋市にレベル５大雨特別警報が発表されました。これまでに経験したことのないような大雨になっており、今後も続く見込みです。最大級の警戒をしてください。避難指示などの情報に留意し、ただちに指定緊急避難場所に避難するか、家の中の安全な場所にとどまってください。 繰り返す 暴風・波浪・レベル５高潮特別警報（台風） 本日○○時○○分、名古屋市に暴風、波浪、レベル５高潮特別警報が発表されました。大型で猛烈に発達した台風○○号はかなり接近する見込みです。猛烈な風としけが長く続き数十年に一度の高潮（暴風）となるおそれがあります。最大級の警戒をしてください。避難指示などの情報に留意し、ただちに指定緊急避難場所に避難するか、家の中の安全な場所にとどまってください。 繰り返す 5～8（略）	直し等に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	61 66	第２（略） 第３　被害情報、対策情報の収集伝達 １　被害情報等の収集・伝達 （1）（略） （2）　被害情報等の収集・伝達系統及び手段 （表中） 西日本電信電話㈱ 第４　通信連絡手段の確保及び活用 1～3（略） 4　通信施設の応急復旧 各部・区本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、西日本電信電話株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。	第２（略） 第３　被害情報、対策情報の収集伝達 １　被害情報等の収集・伝達 （1）（略） （2）　被害情報等の収集・伝達系統及び手段 （表中） NTT 西日本㈱ 第４　通信連絡手段の確保及び活用 1～3（略） 4　通信施設の応急復旧 各部・区本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、NTT 西日本株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。	社名変更に伴う修正 社名変更に伴う修正
5	84 86	**第５節　広報・広聴活動** 第１　広報活動 １（略） ２　災害発生直後の広報事項の伝達系統 （表中） 西日本電信電話㈱ ３（略） ４　要配慮者への広報 （1）（略） （2）　外国人 外国人への情報提供は、観光文化交流部が	**第５節　広報・広聴活動** 第１　広報活動 １（略） ２　災害発生直後の広報事項の伝達系統 （表中） NTT 西日本㈱ ３（略） ４　要配慮者への広報 （1）（略） （2）　外国人 外国人への情報提供は、庶務部が（公財）名	社名変更に伴う修正 組織改正に伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（公財）名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。</td><td>古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記 3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>91</td><td>第７節　応援要請
第１　他の地方公共団体等への応援要請
１　応援要請の種類
（1）（略）
（2）　協定、覚書に基づく要請
<table>
<tr><th>名称</th><th>締結団体・機関</th><th>所管局</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>消防相互応援協定</td><td>名古屋市、近隣７市町及び４消防一部事務組合</td><td>消防局</td></tr>
</table></td><td>第７節　応援要請
第１　他の地方公共団体等への応援要請
１　応援要請の種類
（1）（略）
（2）　協定、覚書に基づく要請
<table>
<tr><th>名称</th><th>締結団体・機関</th><th>所管局</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>消防相互応援協定</td><td>名古屋市、近隣９市町及び４消防一部事務組合</td><td>消防局</td></tr>
</table></td><td>協定再締結に伴う修正</td></tr>
<tr><td>7</td><td>103</td><td>第８節　水防活動
第１～第２（略）
第３　通信連絡系統
１～４（略）
５　排水調整の連絡
排水調整を行う基準観測所において、基準水位に達した場合などの連絡は、次のとおりとする。
イ　庄内川・矢田川
庄内川河川事務所 ←→ 災害対策（警戒）本部 ←→ 上下水道部 ←→ 排水機管理者</td><td>第８節　水防活動
第１～第２（略）
第３　通信連絡系統
１～４（略）
５　排水調整の連絡
排水調整を行う基準観測所において、基準水位に達した場合などの連絡は、次のとおりとする。
(1)　庄内川・矢田川
関係土木隊
↑</td><td>表記の整理</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>↓
関係
区本部
↓
関係区
一般

↓
上下
水道部
関係各班</td><td>庄内川
河川
事務所
↔
災害対策
（警戒）
本部
↓
関係
区本部
↓
関係区
一般

↔
緑　政
土木部
↔
排水機
管理者

↕
上下
水道部
↔
排水機
管理者
↓
上下
水道部
関係各班</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>116</td><td>**第 10 節　避難**
第 1　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
1　（略）
2　警戒レベルの設定
（略）
<table>
<tr><th>警　戒
レベル</th><th>市民がとるべき行動</th><th>避　難　情　報　等</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>自　ら　の　避　難
行　動　を　確　認</td><td>大　雨　注　意　報
洪　水　注　意　報
高　潮　注　意　報
（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>**第 10 節　避難**
第 1　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
1　（略）
2　警戒レベルの設定
（略）
<table>
<tr><th>警　戒
レベル</th><th>市民がとるべき行動</th><th>避　難　情　報　等</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>自　ら　の　避　難
行　動　を　確　認</td><td>レベル２氾濫注意報
レベル２大雨注意報
レベル２土砂災害注意報
レベル２高潮注意報</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>防災気象情報の見直し等に伴う修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>117</td><td>（参考とする警戒レベル相当情報）
<table>
<tr><th>警戒レベル
相当情報</th><th>市民が自ら行動をとる際の
判断に参考となる情報</th></tr>
<tr><td>５相当</td><td>大雨特別警報
氾濫発生情報
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
「災害切迫」（黒）
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
「災害切迫」（黒）
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
「災害切迫」（黒）</td></tr>
<tr><td>４相当</td><td>土砂災害警戒情報
氾濫危険情報
高潮特別警報
高潮警報
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
「危険」（紫）
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
「危険」（紫）
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
「危険」（紫）</td></tr>
<tr><td>３相当</td><td>大雨警報（土砂災害）※</td></tr>
</table></td><td>（参考とする警戒レベル相当情報）
<table>
<tr><th>警戒レベル
相当情報</th><th>市民が自ら行動をとる際の
判断に参考となる情報</th></tr>
<tr><td>５相当</td><td>レベル５氾濫特別警報
レベル５大雨特別警報
レベル５土砂災害特別警報
レベル５高潮特別警報
レベル５氾濫発生情報
大雨キキクル「災害切迫（黒）」
洪水キキクル「災害切迫（黒）」
浸水キキクル「災害切迫（黒）」
土砂キキクル「災害切迫（黒）」</td></tr>
<tr><td>４相当</td><td>レベル４氾濫危険警報
レベル４大雨危険警報
レベル４土砂災害危険警報
レベル４高潮危険警報
レベル４氾濫危険情報
大雨キキクル「危険（紫）」
洪水キキクル「危険（紫）」
浸水キキクル「危険（紫）」
土砂キキクル「危険（紫）」</td></tr>
<tr><td>３相当</td><td>レベル３氾濫警報</td></tr>
</table></td><td>防災気象情報の見直し等に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>洪水警報
氾濫警戒情報
高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
「警戒」（赤）
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
「警戒」（赤）
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
「警戒」（赤）</td></tr>
<tr><td>２相当</td><td>氾濫注意情報
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
「注意」（黄）
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
「注意」（黄）
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
「注意」（黄）</td></tr>
</table>
※　夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>レベル３大雨警報
レベル３土砂災害警報
レベル３高潮警報
レベル３氾濫警戒情報
大雨キキクル「警戒（赤）」
洪水キキクル「警戒（赤）」
浸水キキクル「警戒（赤）」
土砂キキクル「警戒（赤）」</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table>
（削除）
</td><td></td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	117	3　高齢者等避難の発令基準等 (1)（略） (2)　発令基準 次の基準（計画資料　47）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合に発令する。 ア　河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 イ　地域特性の基準（追加） 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合 ウ　内水氾濫の基準 60 分先の 60 分予想雨量が 100 ㎜を超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表された場合 エ　土砂災害の基準 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され（追加）、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤色）」となった場合 オ　高潮災害の基準	3　高齢者等避難の発令基準等 (1)（略） (2)　発令基準 次の基準（計画資料　47）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合に発令する。 ア　河川氾濫・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 イ　大雨の基準（河川氾濫（中小河川）・内水氾濫） （ア）　名古屋市にレベル４大雨危険警報が発表された場合、かつ、洪水キキクルで「警戒（赤色）」となった場合 （イ）　名古屋市にレベル４大雨危険警報が発表された場合、かつ、60 分先の 60 分予想雨量が 100㎜ を超える場合 ウ　地域特性の基準 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合 エ　土砂災害の基準 名古屋市にレベル３土砂災害警報が発表された場合、かつ、土砂キキクル（削除）で「警戒（赤色）」となった場合 オ　高潮災害の基準	防災気象情報の見直し等に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	119	台風の接近等に伴い、名古屋市に高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合（追加） (3)～(5)（略） (6)　発令解除基準 ア　河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 イ　内水氾濫の基準（追加） 降雨予測等から判断して（追加）内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 ウ　土砂災害の基準 土砂災害警戒情報が解除されたとき。 エ　高潮災害の基準 高潮警報が解除されたとき。 4　避難指示の発令基準等 (1)（略） (2)　発令基準	（削除）名古屋市にレベル４高潮危険警報（削除）が発表された場合、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合 (3)～(5)（略） (6)　発令解除基準 ア　河川氾濫・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 イ　大雨の基準（河川氾濫（中小河川）・内水氾濫） 降雨予測等から判断して河川氾濫（中小河川）、内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 ウ　土砂災害の基準 レベル４土砂災害危険警報が解除され、かつ、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、顕著な異常が認められないとき。 エ　高潮災害の基準 レベル４高潮危険警報が解除され、かつ、気象情報から判断して高潮による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 4　避難指示の発令基準等 (1)（略） (2)　発令基準	防災気象情報の見直し等に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	120	次の状況が認められるときを基準として避難情報を発令する。 ア～イ（略） ウ　次の基準（計画資料　47 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合 （ア）　河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 （イ）　地域特性の基準（追加） 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当し、かつ災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合 （ウ）　内水氾濫の基準 60 分予想雨量が 100 ㎜を超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表された場合 （エ）　土砂災害の基準 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「（土砂災害）の危険度分布で「危険（紫色)」となった場合 （オ)～(カ）（略） エ～オ（略）	次の状況が認められるときを基準として避難情報を発令する。 ア～イ（略） ウ　次の基準（計画資料　47 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合 （ア）　河川氾濫・ポンプ場排水調整の基準 河川水位が基準水位に達した場合 （イ）　大雨の基準（河川氾濫（中小河川）・内水氾濫） a　名古屋市にレベル４大雨危険警報が発表された場合、かつ、洪水キキクルで「危険（紫色)」となった場合 b　名古屋市にレベル４大雨危険警報が発表された場合、かつ、60 分予想雨量が 100㎜を超える場合 （ウ）　地域特性の基準 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合 （エ）　土砂災害の基準 名古屋市にレベル４土砂災害危険警報が発表され、かつ、土砂キキクル（削除）で（削除）「危険（紫色)」となった場合 （オ)～(カ）（略） エ～オ（略）	防災気象情報の見直し等に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	121	(3)～(5)（略） (7)　解除基準 ア　河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が高齢者（追加）避難等の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 イ　内水氾濫の基準（追加） 降雨予測等から判断して（追加）内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 ウ　土砂災害の基準 土砂災害警戒情報が解除され、（追加）区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、顕著な異常が認められないとき。 エ　高潮災害の基準 高潮警報が解除され、かつ、気象情報から判断して高潮による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 オ（略） 5　緊急安全確保の発令基準等 (1)（略） (2)　発令基準 次の状況が認められるときを基準として緊急	(3)～(5)（略） (6)　解除基準 ア　河川氾濫・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が高齢者等避難（削除）の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 イ　大雨の基準（河川氾濫（中小河川）・内水氾濫） 降雨予測等から判断して河川氾濫（中小河川）、内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 ウ　土砂災害の基準 レベル４土砂災害危険警報が解除され、かつ、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、顕著な異常が認められないとき。 エ　高潮災害の基準 レベル４高潮危険警報が解除され、かつ、気象情報から判断して高潮による災害発生のおそれがないと判断されたとき。 オ（略） 5　緊急安全確保の発令基準等 (1)（略） (2)　発令基準 次の状況が認められるときを基準として緊急	防災気象情報の見直し等に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	122	安全確保を発令する。 ア～イ（略） ウ　次の基準（計画資料　47 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合。 （ア）　河川洪水・ポンプ場排水調整の基準 a　河川水位が基準水位に達した場合 b　ポンプの排水調整に伴い、ポンプが停止した場合 （イ）　地域特性の基準（追加） 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当した場合 （ウ）　内水氾濫の基準 a　記録的短時間大雨情報が発表された場合 b　60 分雨量が 100mm を超えた場合 （エ）　土砂災害の基準 名古屋市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され（追加）、かつ、土砂キキクル（大雨警報の危険度分布）で「災害切迫（黒色）」となった場合 （オ）　高潮災害の基準	安全確保を発令する。 ア～イ（略） ウ　次の基準（計画資料　47 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合。 （ア）　河川氾濫・ポンプ場排水調整の基準 a　河川水位が基準水位に達した場合 b　ポンプの排水調整に伴い、ポンプが停止した場合 （イ）　大雨の基準（河川氾濫（中小河川）・内水氾濫） a　名古屋市にレベル５大雨特別警報が発表された場合、かつ、洪水キキクルで「災害切迫（黒色）」となった場合 b　名古屋市にレベル５大雨特別警報が発表された場合、かつ、60 分雨量が 100mm を超えた場合 （ウ）　地域特性の基準 過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当した場合 （エ）　土砂災害の基準 名古屋市にレベル５土砂災害特別警報が発表された場合、かつ、土砂キキクル（削除）で「災害切迫（黒色）」となった場合 （オ）　高潮災害の基準	防災気象情報の見直し等に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	124	（追加）三河湾・伊勢湾沿岸に高潮氾濫発生情報が発表された場合（追加） (3)～(5)（略） (6)　解除基準 ア　河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が高齢者等避難の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 イ　内水氾濫の基準（追加） 降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 ウ　土砂災害の基準 土砂災害警戒情報が解除され、（追加）区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 エ　高潮災害の基準 高潮警報が解除され、かつ、気象情報や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。	名古屋市にレベル５高潮特別警報又は三河湾・伊勢湾沿岸に高潮氾濫発生情報が発表された場合、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合 (3)～(5)（略） (6)　解除基準 ア　河川氾濫・ポンプ場排水調整、地域特性の基準 河川水位が高齢者等避難の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 イ　大雨の基準（河川氾濫（中小河川）・内水氾濫） 降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 ウ　土砂災害の基準 レベル４土砂災害危険警報が解除され、かつ、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。 エ　高潮災害の基準 レベル４高潮危険警報が解除され、かつ、気象情報や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。	防災気象情報の見直し等に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	127	6（略） 第 2～第 4（略） 第 5　指定避難所の開設及び管理運営 1（略） 2　指定避難所の管理運営 (1)～(2)（略） (3)　運営 指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、要配慮者への対応や、（追加）プライバシーなどの人権への配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。	6（略） 第 2～第 4（略） 第 5　指定避難所の開設及び管理運営 1　（略） 2　指定避難所の管理運営 (1)～(2)（略） (3)　運営 指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、要配慮者への対応（削除）、男女平等参画の視点及びプライバシーなどの人権への配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。	表記の整理
9	135	**第 11 節　医療救護・保健衛生** 【保健衛生】 第 1（略） 第 2　保健衛生 区本部保健センター班は、指定避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。 1（略） 2　精神医療救護活動	**第 11 節　医療救護・保健衛生** 【保健衛生】 第 1（略） 第 2　保健衛生 区本部保健センター班は、指定避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、風水害等における保健衛生活動を実施する。 1（略） 2　精神医療救護活動	表記の整理 組織改正に伴う修

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(1)　愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会（追加）と連絡調整し、市内精神科医療機関の被災状況及び診療応需体制等を把握し、保健センターなど各関係機関へ情報提供等を行うことにより、精神障害者の治療継続を図る。 (2)　精神保健福祉センターにおいて、こころのケアチームを編成する。なお、こころのケアチームは、精神科医師、保健師、事務職員等で構成する。 (3)　こころのケアチームは、保健救護班と連携し、被災体験や治療の中断による精神症状の増悪、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等のこころの健康の保持増進等に対応するため、避難所等を巡回し、診療・相談に応じる。 (4)　被害状況を踏まえ、本部長は、愛知県（追加）に対し DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。 第 3～第 4（略）	(1)　愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会等と連絡調整し、市内精神科医療機関の被災状況及び診療応需体制等を把握し、保健センターなど各関係機関へ情報提供等を行うことにより、精神障害者の治療継続を図る。 (2)　精神保健福祉センターにおいて、名古屋市保健所や保健センターに対して技術支援を行う。 (3)　医療機関の被害状況に応じ、措置入院患者等の受診調整や転院の調整を行う。 (4)　被害状況を踏まえ、（削除）愛知県 DPAT 調整本部に対し DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。 第 3～第 4（略）	正
	136	（追加）	第 5　公衆浴場における入浴支援 本部長は、被害状況に応じて、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合に対し、被災者への入浴支援の協力を要請する。健康福祉部及び区本部保健センター班（千種区・中村区・中区・南区に限る。）は、協力の得られる公衆浴場を確保し、入浴支援に関する連絡調整及び施設の衛	協定締結に伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>137</td><td>第 5　関係機関との連絡及び協力要請
（略）
（資料）
（略）
（追加）</td><td>生指導を行う。
第 6　関係機関との連絡及び協力要請
（略）
（資料）
（略）
・災害時ペットの避難支援に関する協定書（市対特定非営利活動法人日本動物介護センター）（附属資料編　計画参考 43-1）</td><td>新規協定の締結に伴う修正</td></tr>
<tr><td>10</td><td>146

147</td><td>第 13 節　食品・生活必需品等の供給
第 1　供給の基本的方針
1　食品
(1)（略）
(2)　食品の品目例：ビスケット、アルファ化米、粉ミルク（追加）、パン、弁当、缶詰等

第 2（略）
第 3　物資の供給体制
1　市本部物資班及び区本部の任務の部及び区本部の主な任務
<table>
<tr><th colspan="2">担当部</th><th>分担任務</th></tr>
<tr><td rowspan="5">市本部物資班</td><td>健康福祉部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>子ども青少年部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>経理部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>経済部</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>第 13 節　食品・生活必需品等の供給
第 1　供給の基本的方針
1　食品
(1)（略）
(2)　食品の品目例：ビスケット、アルファ化米、（削除）ミルク（粉・液体）、パン、弁当、缶詰等

第 2（略）
第 3　物資の供給体制
1　市本部物資班及び区本部の任務の部及び区本部の主な任務
<table>
<tr><th colspan="2">担当部</th><th>分担任務</th></tr>
<tr><td rowspan="5">市本部物資班</td><td>健康福祉部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>子ども青少年部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>庶務部</td><td>1　外国からの救援物資の受入れの実施</td></tr>
<tr><td>経理部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>経済部</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>

表記の整理

組織改正に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>観光文化交流部</td><td>1　外国からの救援物資の受け入れの実施
2　緊急物資集配拠点の管理運営</td></tr>
<tr><td></td><td>環境部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">区本部</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>観光文化交流部</td><td>（削除）
1　緊急物資集配拠点の管理運営</td></tr>
<tr><td></td><td>環境部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">区本部</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td>151</td><td>
第 14 節　要配慮者支援
第 1（略）
第 2　実施体制
1　担当部
<table>
<tr><th>担当部</th><th>分担任務</th></tr>
<tr><td>（　略　）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>観光文化交流部</td><td>1　外国人の支援に関すること
2　外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること</td></tr>
<tr><td>子ども青少年局</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（　略　）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
2　実施方法
(1)～(2)（略）
(3)　観光文化交流部観光交流班及び子ども青少年部は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。
第 4　避難生活の確保
1（略）
</td><td>
第 14 節　要配慮者支援
第 1（略）
第 2　実施体制
1　担当部
<table>
<tr><th>担当部</th><th>分担任務</th></tr>
<tr><td>（　略　）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>庶務部</td><td>1　外国人の支援に関すること
2　外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること</td></tr>
<tr><td>子ども青少年部</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（　略　）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
2　実施方法
(1)～(2)（略）
(3)　庶務部国際班及び子ども青少年部は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。
第 4　避難生活の確保
1（略）
</td><td>組織改正に伴う修正

表記の整理

組織改正に伴う修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	152 153	2　指定避難所における生活の確保 　要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。 (1)～(2)（略） (3)　ねたきりの高齢者等、介護が必要な要配慮者に対し、保健師、ホームヘルパーやガイドヘルパー等を派遣する。 3　緊急援護の実施 (1)～(2)（略） (3)　その他在宅援護としてホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣、日常生活用品の給付等を実施する。 （資料） （略） （追加）	2　指定避難所における生活の確保 　要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、庶務部国際班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。 (1)～(2)（略） (3)　ねたきりの高齢者等、介護が必要な要配慮者に対し、保健師、訪問介護員やガイドヘルパー等を派遣する。 3　緊急援護の実施 (1)～(2)（略） (3)　その他在宅援護として訪問介護員・ガイドヘルパーの派遣、日常生活用品の給付等を実施する。 （資料） （略） ・災害時における要配慮者の搬送に関する協定書（市対愛知県災害救援搬送チーム）（附属資料編計画参考 43-5）	組織改正に伴う修正 表記の整理 新規協定の締結に伴う修正
12	154	**第 15 節　遺体の捜索、処理及び火葬** 第 1　遺体の捜索・収容 1～2（略） 3　遺体の捜索・収容の方法 (1)　捜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は	**第 15 節　遺体の捜索、処理及び火葬** 第 1　遺体の捜索・収容 1～2（略） 3　遺体の捜索・収容の方法 (1)　捜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は	 表記の整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		病気にかかっている場合は、消防（追加）本部室に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。	病気にかかっている場合は、消防隊本部室に通報し又は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。	
13	159	**第 16 節　災害ごみ・災害がれき・し尿** 第 1（略） 第 2（追加）災害ごみ処理	**第 16 節　災害ごみ・災害がれき・し尿** 第 1（略） 第 2　災害ごみ処理	表記の整理
14	167	**第 18 節　文教対策** 第 1　学校教育における応急対策 1　休校等応急措置 (1)　園児、児童又は生徒の登校（園）（以下「登校」という。）前に、名古屋市に暴風警報・暴風雪警報（追加）（以下この項において「警報」という。）が発表されている場合は、登校を見合わせ、次の基準により取り扱うものとする。 ア～ウ（略） (2)　登校前に、名古屋市に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報（追加）が発表されている場合は、学区及び学校の所在地により、浸水、土砂崩れ、洪水などの発生が予想される危険地域が異なるので、中学校ブロックの校長がお互いに情報を交換し、学校（園）長の判断により前(1)の処置をとるものとする。	**第 18 節　文教対策** 第 1　学校教育における応急対策 1　休校等応急措置 (1)　園児、児童又は生徒の登校（園）（以下「登校」という。）前に、名古屋市に暴風警報・暴風雪警報、レベル４大雨危険警報、レベル５大雨特別警報、氾濫特別警報、土砂災害特別警報、高潮特別警報（以下この項において「警報」という。）が発表されている場合は、登校を見合わせ、次の基準により取り扱うものとする。 ア～ウ（略） (2)　登校前に、名古屋市にレベル３大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、高潮警報、レベル４氾濫危険警報、土砂災害危険警報、高潮危険警報、大雪警報（警戒レベル相当情報以外）が発表されている場合は、学区及び学校の所在地により、浸水、土砂崩れ、洪水などの発生が予想される危険地域が異なるので、中学校ブロックの校長がお互いに情報を交換し、学校（園）長の判断により前(1)の処置をとるものとする。	防災気象情報の見直し等に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（追加）	(3)　登校前に中学校ブロック内に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが発令された場合は、次の基準により取り扱うものとする。特別支援学校、高等学校については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。中学校ブロック内で避難情報の発令状況が異なる場合であっても、同一中学校ブロック内は、同一の対応をとること。 ア　小学校・中学校・全日制高等学校・昼間定時制高等学校・特別支援学校 （ア）　午前 6 時までに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが解除されないときは、午前中の授業を中止する。 （イ）　午前 6 時から午前 11 時までに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが解除されたときは、午後の授業を行う。 （ウ）　午前 11 時を過ぎても高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが解除されないときは、当日の授業を中止する。 イ　夜間中学については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。ただし、午後 3 時を過ぎても名古屋市内への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが解除されないとき、もしくは午後 3 時以降に名古屋市内に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが発令されたときは、	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			当日の授業を中止する。 ウ　夜間定時制高等学校 （ア）　午後３時までに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが解除されたときは、平常授業を行う。 （イ）　午後３時を過ぎても、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが解除されないとき、もしくは午後３時以降に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが発令されたときは、当日の授業を中止する。 (4)　登校後に中学校ブロック内に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保のいずれかが発令された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発令されたものとみなし、対処するものとする。 ○教育長通達第４号 ○月　○日　○時　○分 教 育 長 (1)　児童等を学校に待機させること。 (2)　避難情報発令中又は特別警報発表中、保護者が児童等を引き取りに来た場合は、気象状況、地域の安全を十分に確認するとともに、保護者には、地域の状況等を伝えること。 (3)　地域の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。 ア　危険箇所近くの学区住民より情報を受ける。 イ　教職員により安全点検を行う。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(3)　登校後に、名古屋市に強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報又は大雪注意報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。 ○教育長通達第１号	ウ　中学校ブロック(中学校及び当該中学校へ自校の児童を入学させる小学校)の校長が互いに情報を交換する。 エ　区役所や関係機関より情報を受ける。 オ　キキクル(危険度分布)等を確認する。 カ　その他 (4)　中学校ブロック内で避難情報の発令状況が異なる場合であっても、中学校ブロック内は、同一の対応をとること。 (5)　翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は、直ちに義務教育課・特別支援教育課・高等学校教育課に報告すること。 (6)　校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、土木事務所、学区役員、PTA 役員等との連絡を密にし警戒すること。 (7)　重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校(園)においては高所に保管する等適宜措置すること。 (5)　（削除）名古屋市にレベル２大雨注意報、氾濫注意報、土砂災害注意報、高潮注意報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。 ○教育長通達第１号	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		月　　日　　時　　分　　教 育 長 (1)～(2)（略） (3)　教育長通達第４号が発せられる場合も予想して、人員配置等警備態勢について配慮すること。	○月　○日　○時　○分 教 育 長 (1)～(2)（略） （削除）	
		(4)　登校後に、名古屋市に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。 ○教育長通達第２号	(6)　登校後に、名古屋市に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。 ○教育長通達第２号	
		月　　日　　時　　分　　教 育 長 (1)　児童等を学校（園）に待機させること。 (2)　待機させた後、下校させるにあたっては、次に掲げる方法により情報を得て判断をすること。 ア～ウ（略） （追加） エ　その他 (3)（略） (4)　翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は直ちに教職員課に報告すること。 (5)～(6)（略）	○月　○日　○時　○分 教 育 長 (1)　児童等を学校（削除）に待機させること。 (2)　待機させた後、下校させるにあたっては、次に掲げる方法により情報を得て判断をすること。 ア～ウ（略） エ　キキクル（危険度分布）等を確認する。 オ　その他 (3)（略） (4)　翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は直ちに義務教育課・特別支援教育課・高等学校教育課に報告すること。 (5)～(6)（略）	
		(5)　登校後に、名古屋市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次	(7)　登校後に、名古屋市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。 ○教育長通達第３号 月　　日　　時　　分　　教 育 長 (1)　児童等を、通学路の安全を確認の上、速やかに下校させること。ただし、気象状況等によっては、学校（園）に待機させる措置をとる場合がある。 (2)　通学路の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。 ア～ウ（略） （追加） エ　その他 (3)～(4)（略） (5)　翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は、直ちに教職員課に報告すること。 (6)～(7)（略） (6)　（追加）警報が発表された場合は、教育長は、情勢により次の通達を各学校（園）長宛に発する。 ○教育長通達第４号 月　　日　　時　　分　　教 育 長	の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。 ○教育長通達第３号 ○月　○日　○時　○分 教 育 長 (1)　児童等を、通学路の安全を確認の上、速やかに下校させること。ただし、気象状況等によっては、学校（削除）に待機させる措置をとる場合がある。 (2)　通学路の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。 ア～ウ（略） エ　キキクル（危険度分布）等を確認する。 オ　その他 (3)～(4)（略） (5)　翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は、直ちに義務教育課・特別支援教育課・高等学校教育課に報告すること。 (6)～(7)（略） (8)　教職員の非常配備について、警報が発表された場合は、教育長は、情勢により次の通達を各学校（園）長宛に発する。 ○教育長通達第５号 ○月　○日　○時　○分 教 育 長	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(1)　第 2 非常配備の人員配備をすること。校長区代表、高校（園）長代表は非常配備についた人数を取りまとめの上、教職員課へ 報告すること。 (2)　第 3 非常配備、第 4 非常配備については、(1) に準ずる。 (7)　登校前に中学校ブロック内に避難指示、緊急安全確保及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、次の基準により取り扱うものとする。特別支援学校、高等学校については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。 ア　小学校・中学校・全日制高等学校・昼間定時制高等学校・特別支援学校 （ア）　午前 6 時までに避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。 （イ）　午前 6 時から午前 11 時までに避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除されたときは、午後の授業を行う。 （ウ）　午前 11 時を過ぎても避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。 イ　夜間中学については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。ただし、午後 3 時を過ぎても名古屋市内への避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除	(1)　第 2 非常配備の人員配備をすること。校長区代表、高校・幼稚園長代表は非常配備についた人数を取りまとめの上、教職員課へ 報告すること。 (2)　第 3 非常配備、第 4 非常配備については、(1) に準ずる。 （削除）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		されないとき、もしくは午後３時以降に名古屋市内に避難指示、緊急安全確保及び特別警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。 ウ　夜間定時制高等学校 （ア）　午後３時までに、警報が解除されたときは、平常授業を行う。 （イ）　午後３時を過ぎても、警報が解除されないとき、もしくは午後３時以降に警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。 (8)　登校後に中学校ブロック内に避難指示、緊急安全確保及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発令されたものとみなし、対処するものとする。 ○教育長通達第５号 月　日　時　分　教育長 (1)　児童等を、学校に待機させること。 (2)　避難指示等発令中、保護者が児童等を引き取りに来た場合は、気象状況、地域の安全を十分に確認するとともに、保護者には、地域の状況等を伝えること。 (3)　地域の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。 ア　危険箇所近くの学区住民より情報を受ける。 イ　教職員により安全点検を行う。 ウ　中学校ブロック（中学校及び当該中学校へ自校の児童を入学させる小学校）の校長が互いに情報		

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>を交換する。
エ　区役所や関係機関より情報を受ける。
オ　その他
(4)　中学校ブロック内で避難指示等の発令状況が異なる場合であっても、中学校ブロック内は、同一の対応をとること。
(5)　翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は、直ちに教職員課に報告すること。
(6)　校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、土木事務所、学区役員、ＰＴＡ役員等との連絡を密にし警戒すること。
(7)　重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校（園）においては高所に保管する等適宜措置すること。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td>174</td><td>第 19 節　ボランティアとの連携
第 1　平常時の連携
（略）
<table>
<tr><th>連携を図る団体・関係機関</th><th>活動内容</th><th>担当部（局）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（公財）名古屋国際センター</td><td>外国人の支援</td><td>観光文化交流局</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第 2　ボランティアの育成・教育</td><td>第 19 節　ボランティアとの連携
第 1　平常時の連携
（略）
<table>
<tr><th>連携を図る団体・関係機関</th><th>活動内容</th><th>担当部（局）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（公財）名古屋国際センター</td><td>外国人の支援</td><td>総務局、スポーツ市民局</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第 2　ボランティアの育成・教育</td><td>組織改正に伴う修正</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	174	1～2（略） 3　ボランティアのネットワーク化の推進 　災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。 　このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。 （追加）	1～2（略） 3　ボランティアのネットワーク化の推進 　災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。 　このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。 また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。	防災基本計画の改正に伴う修正
16		**第 21 節　区の応急対策活動** 第 1～第 4（略） 第 5　広報・広聴活動 1　広報活動 (1)（略）	**第 21 節　区の応急対策活動** 第 1～第 4（略） 第 5　広報・広聴活動 1　広報活動 (1)（略）	
	186	(2)　広報の伝達系統 （表中） 西日本電信電話㈱	(2)　広報の伝達系統 （表中） NTT 西日本㈱	社名変更に伴う修正
		2　要配慮者への広報 (1)（略）	2　要配慮者への広報 (1)（略）	
	188	(2)　外国人	(2)　外国人	組織改正に伴う修

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	192	外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、観光文化交流部観光交流班に外国人が避難している施設への通訳の派遣を要請する。 第６（略） 第７　応急救助活動 1～5（略） 6　その他 区本部は、（追加）上記の活動のほか、区域内の応急救助活動全般について、可能な限り協力する。	外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、庶務部国際班（必要に応じ、（公財）名古屋国際センター）に外国人が避難している施設への語学ボランティアの派遣を要請する。 第６（略） 第７　応急救助活動 1～5（略） 6　その他 区本部は、り災者の食事、洗濯、トイレ、入浴等に関するニーズを早急に把握するとともに、必要に応じて国の災害対応車両登録制度を活用する。 また、上記の活動のほか、区域内の応急救助活動全般について、可能な限り協力する。	正 災害対応車両等登録規程（令和７年内閣府告示第 92 号）の規定に伴う修正
17	197	**第 22 節　地域安全・交通対策** 第１　地域安全対策 1　県警察における措置 (1)～(2)（略） (3)　一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、被災地の救援・救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。 第２　交通対策	**第 22 節　地域安全・交通対策** 第１　地域安全対策 1　県警察における措置 (1)～(2)（略） （削除） 第２　交通対策	協定の破棄に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	198	1　道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置 (1)　交通規制の実施 ア～イ（略） ウ（略） 　また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。 (2)～(3)（略） (4)　一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 　警察本部長は、緊急交通路の確保及び被災地等における警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。 (5)　関係機関との緊密な連絡 ア　災対法第 76 条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置	1　道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置 (1)　交通規制の実施 ア～イ（略） ウ（略） 　また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を（削除）避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。 (2)～(3)（略） （削除） (4)　関係機関との緊密な連絡 ア　災対法第 76 条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置	表記の整理 協定の破棄に伴う修正 表記の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>内容等につき、関係県、関係県警（追加）、関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。</td><td>内容等につき、関係県、関係県警察、関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td>205
206
209</td><td>
第 23 節　ライフライン施設の応急復旧
【給水及び水道施設等応急対策】
第 1　給水対策
1（略）
2　給水体制
(1)～(4)（略）
給水能力―1～給水能力―2（略）
給水能力－3（拠点給水）
令和 6 年 4 月 1 日
<table>
<tr><th colspan="2">資機材名</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仮設給水栓</td><td>16 栓</td><td>12 基</td></tr>
<tr><td>4 栓</td><td>136 基</td></tr>
<tr><td>携帯型 4 栓</td><td>432 基</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下式給水栓</td><td>398 か所</td></tr>
</table>
給水能力―4（その他）
令和 7 年 4 月 1 日
<table>
<tr><th>資機材名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>非常用給水袋</td><td>83,800</td><td>6 L/個（上下水道局）</td></tr>
</table>
【下水道施設応急対策】
（略）
（資料）
・下水道災害時における大都市間の連絡・連携体
</td><td>
第 23 節　ライフライン施設の応急復旧
【給水及び水道施設等応急対策】
第 1　給水対策
1（略）
2　給水体制
(1)～(4)（略）
給水能力―1～給水能力―2（略）
給水能力－3（拠点給水）
令和 8 年 4 月 1 日
<table>
<tr><th>資機材名</th><th></th><th>数量</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>仮設給水栓</td><td>16 栓</td><td>12 基</td></tr>
<tr><td></td><td>4 栓</td><td>131 基</td></tr>
<tr><td></td><td>携帯型 4 栓</td><td>402 基</td></tr>
<tr><td>地下式給水栓</td><td></td><td>399 か所</td></tr>
</table>
給水能力―4（その他）
令和 8 年 4 月 1 日
<table>
<tr><th>資機材名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>非常用給水袋</td><td>114,800</td><td>6 L/個（上下水道局）</td></tr>
</table>
【下水道施設応急対策】
（略）
（資料）
・下水道災害時における大都市間の連絡・連携体
</td><td>時点更新</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		制に関するルール（附属資料編　計画参考 38） ・下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（附属資料編　計画参考 39）	制に関するルール（附属資料編　計画参考 39） ・下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（附属資料編　計画参考 40）	表記の整理
	210	【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社） 西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 （略） （追加） また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。 激甚な大規模災害が発生した場合については、従来どおり、本社を中心に全社体制にて復旧体制を　とり、他支店からの応援要請も考慮しつつ速やかに応急復旧を行う。	【電信電話施設応急復旧計画（NTT 西日本株式会社）】 NTT 西日本株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 （略） 加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。 （削除）	社名変更に伴う修正 愛知県地域防災計画の修正に伴う修正

風水害等災害対策計画編

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>213</td><td>【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社ＪＥＲＡ）】
第１（略）
第２　応急対策（電力復旧）
１（略）
２　非常災害対策本部の設置
〔中部電力パワーグリッド㈱　支社一覧〕
<table>
<tr><th>本部名</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr>
<tr><td>名古屋支社</td><td>名古屋市中区千代田二丁目 12－14</td><td>0120-929-113</td></tr>
<tr><td>旭名東支社</td><td>尾張旭市庄南町二丁目 1-10</td><td>0120-929-265</td></tr>
<tr><td>一宮支社</td><td>一宮市浜町６丁目２</td><td>0120-929-708</td></tr>
<tr><td>半田支社</td><td>半田市東洋町一丁目-3-3</td><td>0120-929-493</td></tr>
</table></td><td>【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社ＪＥＲＡ）】
第１（略）
第２　応急対策（電力復旧）
１（略）
２　非常災害対策本部の設置
〔中部電力パワーグリッド㈱　支社一覧〕
<table>
<tr><th>本部名</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr>
<tr><td>名古屋支社</td><td>名古屋市中区千代田二丁目 12－14</td><td>052-243-9100</td></tr>
<tr><td>旭名東支社</td><td>尾張旭市庄南町二丁目 1-10</td><td>052-778-1221</td></tr>
<tr><td>一宮支社</td><td>一宮市浜町６丁目２</td><td>0586-73-7140</td></tr>
<tr><td>半田支社</td><td>半田市東洋町一丁目-3-3</td><td>0569-21-5110</td></tr>
</table></td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td>19</td><td>217</td><td>**第 24 節　交通施設の応急対策**
【市営交通】
第１～第３（略）
第４　活動要領
１（略）
２　バス
(1)　運転
ア～イ（略）
ウ　道路のき裂、路肩の崩壊、河川の増水等により安全な運行に支障のおそれがある場合は、ただちに運行を中止し、迂回運転、折り返し運転</td><td>**第 24 節　交通施設の応急対策**
【市営交通】
第１～第３（略）
第４　活動要領
１（略）
２　バス
(1)　運転
ア～イ（略）
ウ　道路のき裂、路肩の崩壊、河川の増水等により安全な運行に支障のおそれがある場合は、ただちに運行を中止し、う回運転、折り返し運転</td><td>表記の整理</td></tr>
</table>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	220	等の手配をする。 (2)～(3)（略） (4)　その他の応急措置 ア　運行不能区間、迂回運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。 【名古屋鉄道株式会社】 第１（略） 第２　対策 (1)～(3)（略） (4)　通信連絡体制 鉄道電話を第一優先とし、他に西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。	等の手配をする。 (2)～(3)（略） (4)　その他の応急措置 ア　運行不能区間、う回運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。 【名古屋鉄道株式会社】 第１（略） 第２　対策 (1)～(3)（略） (4)　通信連絡体制 鉄道電話を第一優先とし、他にNTT 西日本株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。	社名変更に伴う修正
20	230	**第 29 節　危険物等災害対策計画** 第１　危険物、指定可燃物及び毒物・劇物 １　危険物、指定可燃物、毒物・劇物施設 (1)（略） (2)　市の措置 ア～イ（略） ウ　消防部隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告及び総合防災情報システムの支援情報により救助、消防活動を実施し、必要に応じて関係事業所及び関係公共団体並びに関係市町村の協力を要請するものとする。	**第 29 節　危険物等災害対策計画** 第１　危険物、指定可燃物及び毒物・劇物 １　危険物、指定可燃物、毒物・劇物施設 (1)（略） (2)　市の措置 ア～イ（略） ウ　消防部隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告及び情報処理システムの支援情報により救助、消防活動を実施し、必要に応じて関係事業所及び関係公共団体並びに関係市町村の協力を要請するものとする。	表記の整理
21		**第 33 節　鉄道災害対策計画** 第 1～第 3（略）	**第 33 節　鉄道災害対策計画** 第 1～第 3（略）	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	295	第４　各鉄道事業者の災害応急対策 （略） 【日本貨物鉄道㈱東海支社】 1～3（略） 4　復旧作業体制 事故発生後の復旧作業は、線路を所有する鉄道会社が原則として行うが、要請がある場合は当社員も応援出動し、線路所有会社の指揮下で復旧作業を行う。 なお、名古屋港線（山王信号場～名古屋港駅間8.0km）については当社東海保全技術センター、愛知機関区（稲沢市所在）において復旧作業を行う。	第４　各鉄道事業者の災害応急対策 （略） 【日本貨物鉄道㈱東海支社】 1～3（略） 4　復旧作業体制 事故発生後の復旧作業は、線路を所有する鉄道会社が原則として行うが、要請がある場合は当社員も応援出動し、線路所有会社の指揮下で復旧作業を行う。 （削除）	路線廃止に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
22		**第 35 節　不発弾処理対策計画** 第 1　不発弾発見時の初動活動	**第 35 節　不発弾処理対策計画** 第 1　不発弾発見時の初動活動	
	253	1　初動活動 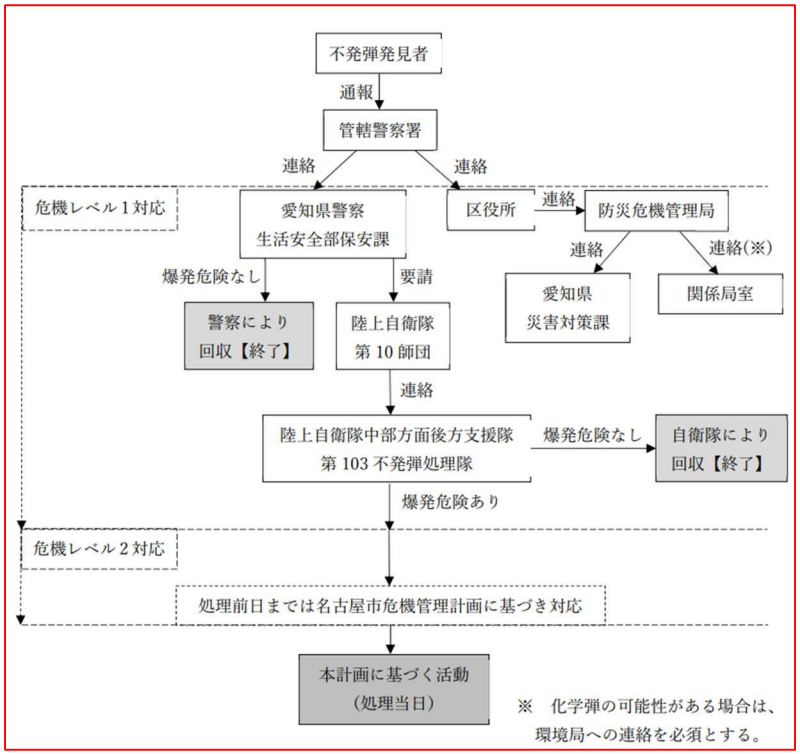 	1　初動活動 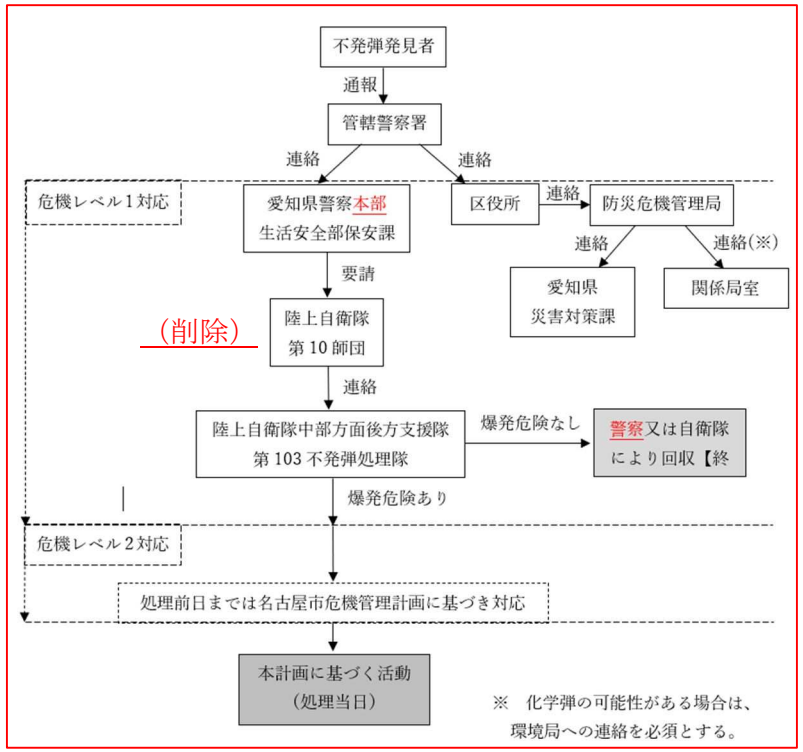 	表記の整理
		第 2～第 4（略） 第 5　広報・広聴活動 1～2（略） 3　要配慮者への広報 (1)（略）	第 2～第 4（略） 第 5　広報・広聴活動 1～2（略） 3　要配慮者への広報 (1)（略）	
	259	(2)　外国人 外国人への情報提供は、観光文化交流部が	(2)　外国人 外国人への情報提供は、庶務部が（公財）名	組織改正に伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td>261</td><td>（公財）名古屋国際センターの協力を得て行うこととする。
第 6～第 7（略）
第 8　要配慮者支援
1　担当部
<table><tr><th>担当部</th><th>分担任務</th></tr><tr><td>（　略　）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>観光文化交流部</td><td>1　外国人の支援に関すること
2　外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること</td></tr><tr><td>（　略　）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）
2（略）
3　避難生活の確保
(1)　避難場所における生活の確保
要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。</td><td>古屋国際センターの協力を得て行うこととする。
第 6～第 7（略）
第 8　要配慮者支援
1　担当部
<table><tr><th>担当部</th><th>分担任務</th></tr><tr><td>（　略　）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>庶務部</td><td>1　外国人の支援に関すること
2　外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること</td></tr><tr><td>（　略　）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）
2（略）
3　避難生活の確保
(1)　避難場所における生活の確保
要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、庶務部国際班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。</td><td>組織改正に伴う修正</td></tr>
<tr><td colspan="5">第 2 章　災害復旧計画</td></tr>
<tr><td>23</td><td>276</td><td>第 1 節　民生安定のための緊急措置
第 1～第 8（略）
第 9　災害復旧資金の融資
（略）
令和 6 年 4 月 1 日現在</td><td>第 1 節　民生安定のための緊急措置
第 1～第 8（略）
第 9　災害復旧資金の融資
（略）
令和 8 年 4 月 1 日現在</td><td>時点修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修正前							修正後							備考
		資金名	資金の種類（融資対象者）	貸付金額	資金使途	融資期間	利率	備考	資金名	資金の種類（融資対象者）	貸付金額	資金使途	融資期間	利率	備考	
		〔経営安定資金〕 災害復旧資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと	2億8,000万円	設備・運転	1年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年0.8% 年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%	信用保証付	〔経営安定資金〕 災害復旧資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと	2億8,000万円	設備・運転	(削除) 10年以内	融資期間により異なる	信用保証付	
			（大規模災害向け） 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること	2億8,000万円		3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.0% 年1.1% 年1.2% 年1.3%			（大規模災害向け） 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること	2億8,000万円		(削除) 10年以内	融資期間により異なる		

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
	278	①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと 第10（略） （追加）	①中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第4号の認定を受けていること ②激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があり、直接被害を受けたこと 第10（略） 第11　特別行政相談活動の連絡・調整等 中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。	指定地方行政機関への行政評価局の追加に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		第 11　復旧・復興事業からの暴力団排除 （略）	第 12　復旧・復興事業からの暴力団排除 （略）	